

「独占禁止法基本問題懇談会」の開催について

〔平成 17 年 7 月 1 日〕
〔内閣官房長官決定〕

1. 趣 旨

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年 4 月 27 日法律第 35 号)の附則の規定に鑑み、独占禁止法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について必要な検討を行うため、内閣官房長官が高い識見を有する人々の参集を求め、「独占禁止法基本問題懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

2. 構 成 員

懇談会は、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣官房長官が開催する。
内閣官房長官は、有識者の中から懇談会の座長を依頼する。
懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 開催期間

懇談会は、おおむね月 1 回の頻度で、おおむね 2 年間、開催する。

4. 庶 務

懇談会の庶務は、内閣府大臣官房において処理する。

| | |
|--------|-----------------------------------------------|
| 石井 卓爾 | 三和電気工業株式会社代表取締役社長 |
| 宇賀 克也 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 金子 晃 | 慶應義塾大学名誉教授 |
| 榎野 信治 | 読売新聞東京本社論説委員 |
| 神田 敏子 | 全国消費者団体連絡会事務局長 |
| 草野 忠義 | 日本労働組合総連合会事務局長 |
| 小林 いずみ | メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長 |
| 佐野 真理子 | 主婦連合会事務局長 |
| 塩野 宏 | 東京大学名誉教授 |
| 角田 真理子 | 明治学院大学法学部助教授 |
| 西田 典之 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 根岸 哲 | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| 浜田 道代 | 名古屋大学大学院法学研究科教授 |
| 日野 正晴 | 駿河台大学法科大学院研究科長 |
| 増井 和男 | 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授 |
| 松井 彰彦 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 村上 政博 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 |
| 村田 恒子 | 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社 法務グループマネージャー |
| 諸石 光熙 | 住友化学工業株式会社特別顧問 |
| 山本 孝宏 | 弁護士 |